

豊島区国民保護計画（概要版）

[第1編 総論]

- 1 区の責務、計画の位置づけ等
区が国民保護措置を総合的に推進するという区の責務を定めるとともに、本計画は、国民保護法に基づき策定することを明確にしました。
- 2 国民保護措置に関する基本方針
基本的人権の尊重、国民の権利利益の迅速な救済等、9項目の基本方針を定めました。
- 3 計画が対象とする事態
都国民保護計画において想定されている武力攻撃事態、緊急対処事態の計8類型を対象としました。

事 態	事 態 類 型
武力攻撃事態	① 着上陸侵攻 ② ゲリラ・特殊部隊による攻撃 ③ 弾道ミサイル攻撃 ④ 航空攻撃
緊急対処事態 (大規模テロ等)	① 危険物質を有する施設への攻撃 ② 大規模集客施設等への攻撃 ③ 大量殺傷物質による攻撃 ④ 交通機関を破壊手段とした攻撃

[第2編 平素からの備えや予防]

- 1 組織・体制の整備
区の平素の業務について定めるほか、事態の状況に応じた体制や参集基準を規定しました。
- 2 関係機関との連携体制の整備
都、近隣区、指定公共機関、事業所、町会等の団体との連携体制の整備（情報共有、役割分担の明確化、啓発等）を図るものとなりました。
- 3 情報収集・提供等の体制整備
情報の収集・提供等の体制については、防災における体制の活用を原則としています。また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、国民保護に係るサイレンについて記載しました。
- 4 特殊標章等の交付又は使用許可の体制整備
特殊標章等の様式、交付のための体制整備について定めました。

5 研修及び訓練

(1) 研修

消防大学校等の研修機関や都、東京消防庁の職員、学識経験者等の外部の人材を活用することにより、研修の充実を図ることとしました。

(2) 訓練

訓練の実施に当たっては、国民保護措置についての訓練と防災訓練を有機的に連携させるほか、警察、消防、自衛隊等の関係機関や町会等の団体と連携し、取り組むこととしました。

6 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難及び救援に関する基本的事項を定めました。また、避難実施要領のパターンをあらかじめ作成することとしました。

7 物資及び資材の備蓄、整備

国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄を兼ねることを原則とし、国民保護措置のために特に必要となる物資等については、都及び関係機関との整備状況を踏まえ、検討することとしました。

8 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害を最小限にするためには、区民が国民保護に関する正しい知識を身に付ける必要があることから、広報誌、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用し、啓発を行うこととしました。

[第3編 武力攻撃事態等への対処]

1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

事態認定前であっても区民の生命、身体及び財産の保護のためには初動連絡体制の確立や措置が重要となるため、緊急事態連絡室の設置等の初動体制や初動措置について規定しました。

2 区対策本部の設置等

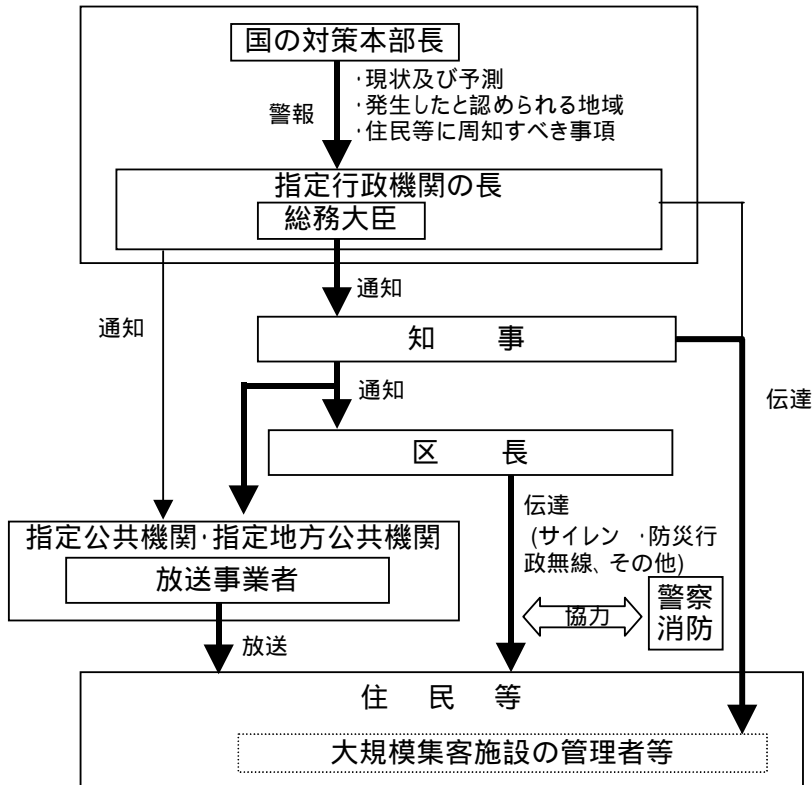
設置通知があった場合の対策本部の設置手順、組織構成や現地対策本部の設置について定めました。

3 関係機関相互の連携

区は、国民保護措置を実施するためには、国、都、他の区市町村等の関係機関と相互に密接に連携する必要があることから、連携を円滑にすすめるために必要な事項について定めました。

4 警報及び避難の指示等

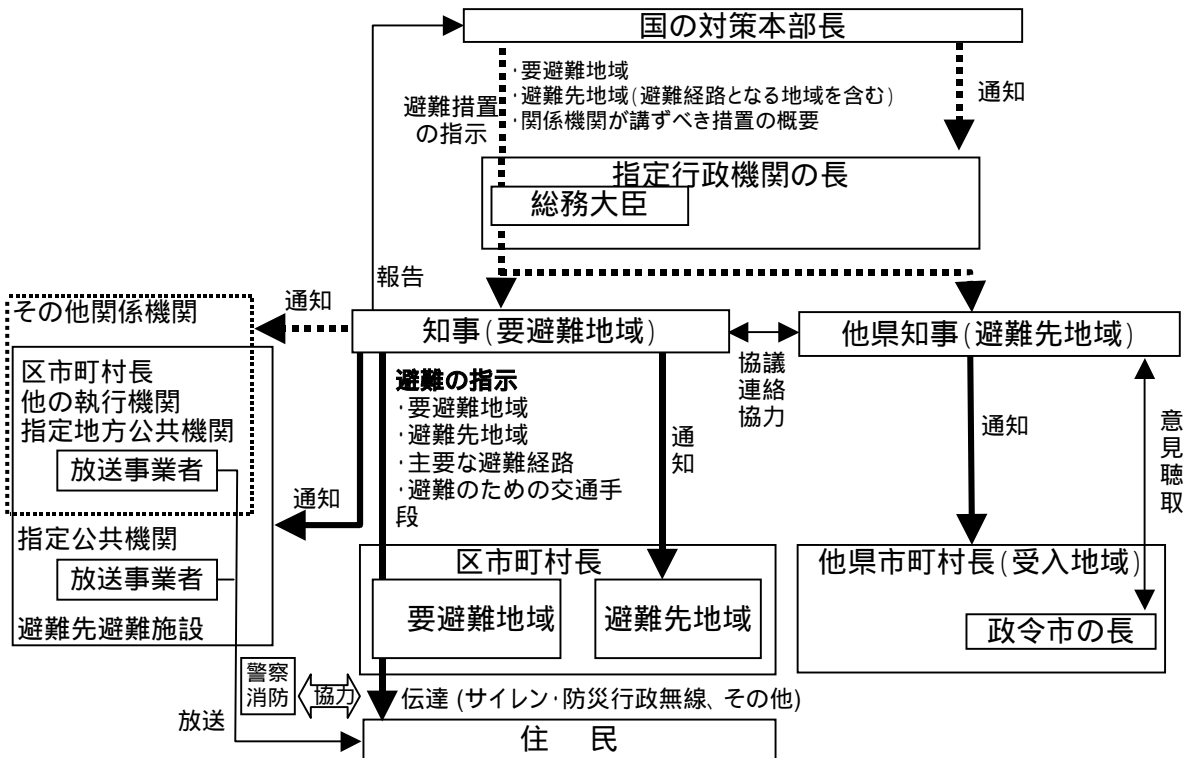
警報の内容の伝達・通知のしくみは次のとおりです。



※ 国民保護に関する警報のサイレン音は、内閣官房の国民保護ポータルサイト (<http://www.kokuminhogo.go.jp/pc-index.html>) で聞くことができます。

5 避難住民の誘導等

(1) 避難の指示の流れについては次のとおりです。

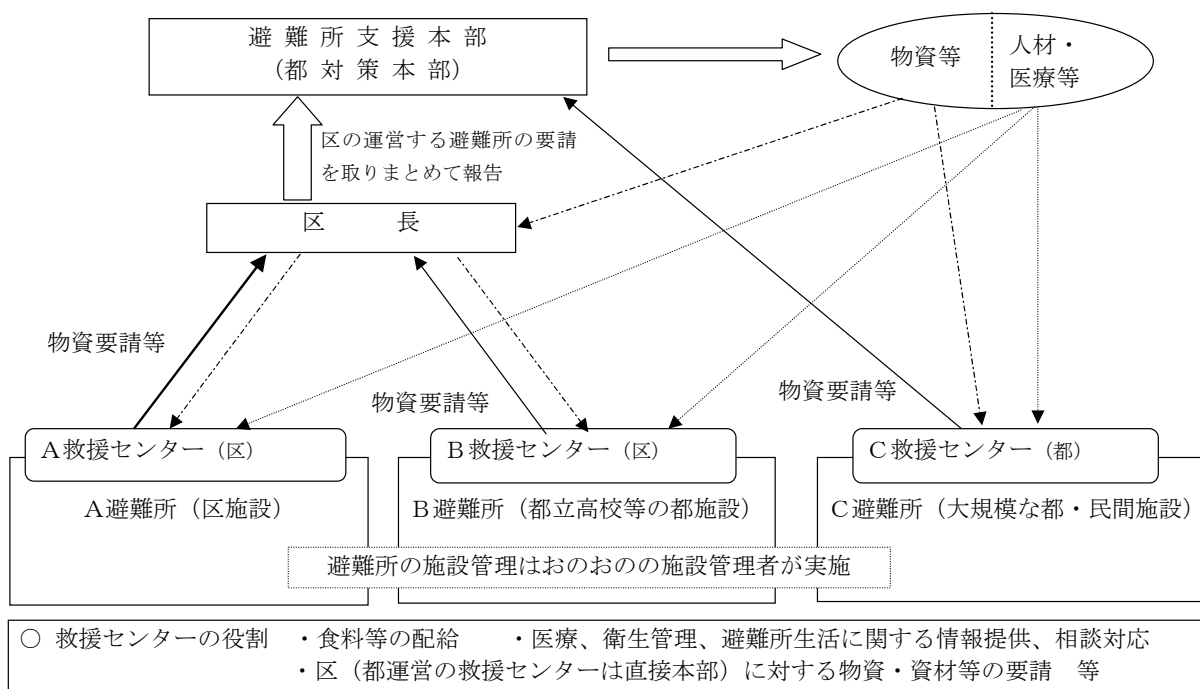


(2) 避難実施要領の策定や避難誘導の基本原則を定めるとともに、想定される事態類型別の避難上の留意点を定めました。

6 救援

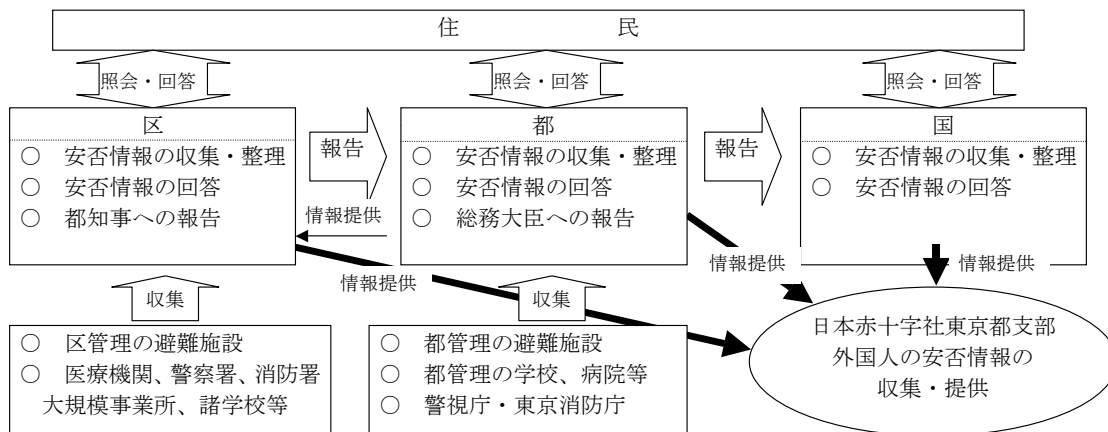
区は、都や関係機関と緊密な連携を図りながら、避難住民や被災住民に対する救援を行います。

《避難所支援本部・救援センターの役割》



7 安否情報の収集・提供

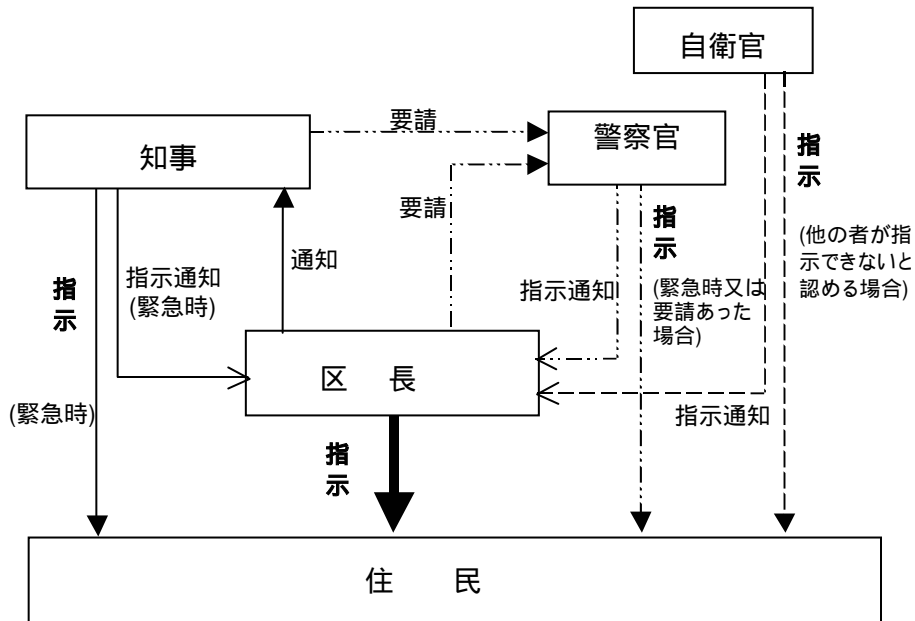
安否情報の収集、整理、提供の流れは、次のとおりです。



8 武力攻撃災害への対処

(1) 退避の指示

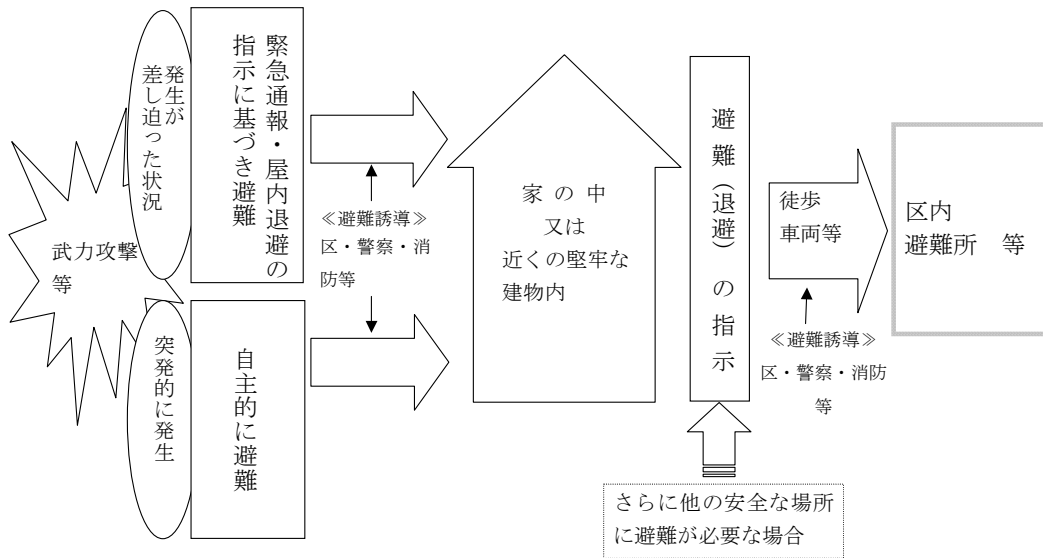
区長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行います。



(2) 屋内退避

区長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示します。

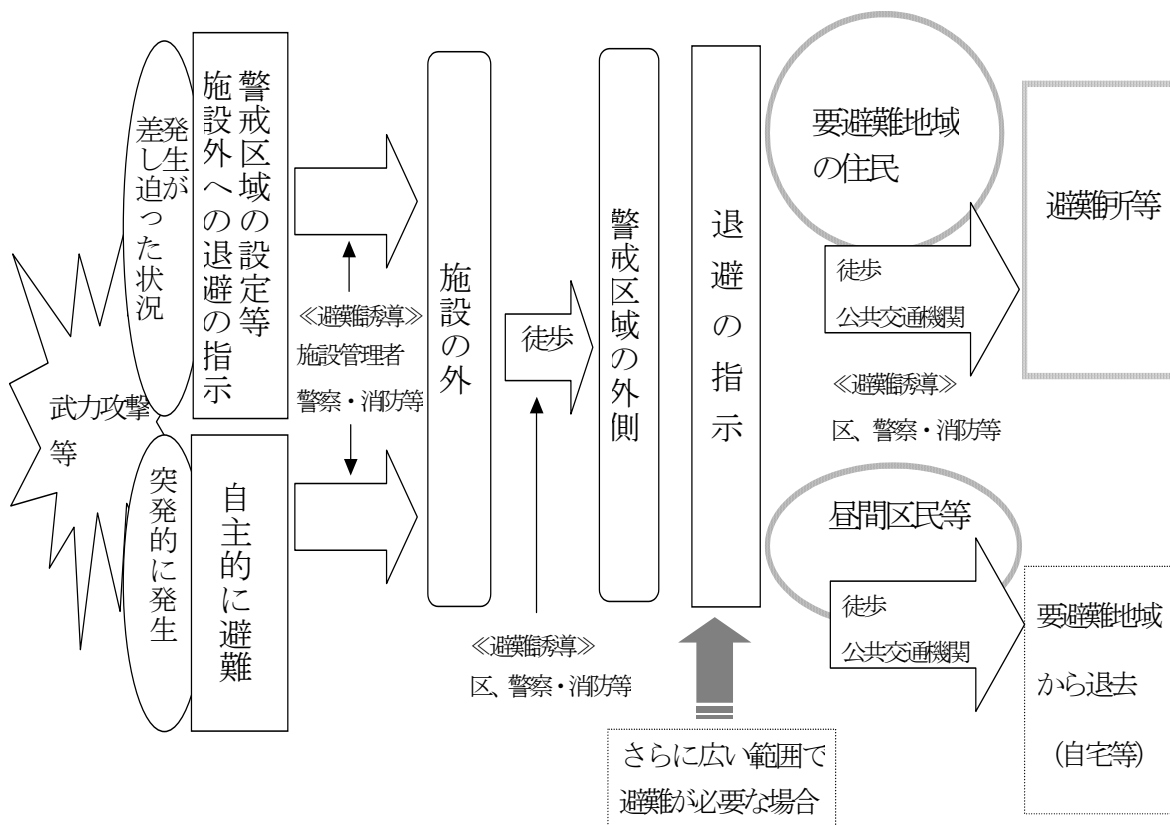
《屋内退避のイメージ》



(3) 屋外退避

区長は、住民等が、屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられるときは、「屋外退避（避難所等への退避）」を指示します。

《屋外退避のイメージ》



(4) 警戒区域の設定に伴う措置等について決めました。

[第4編 復旧等]

武力攻撃災害の復旧、国民保護措置の費用の支弁等について規定しました。

[第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処]

大規模テロ等（緊急対処事態）において実施する緊急対処保護措置は、武力攻撃事態における国民保護措置の内容、手続き等に準じますが、テロ等が突発的に発生することを考慮し、「初動対応力の強化」や「類型に応じた対処」について必要な事項を規定しました。